# 除雪についてお願い

## 雪に備える週間 12月1日～7日

12月1日から「雪に備える週間」です。この期間中に各家庭・地域社会・学校・職場ごとに冬を迎える体制について考え、話し合い、みんなの力を結集して雪対策を進めましょう。

### スカッと除雪(^_^)



消火栓の場所を明らかにするため、その周辺の除雪を行うようご協力をお願いします。

### 車の放置厳禁!

自動車を道路上に放置すると除雪作業ができず、緊急活動に重大な支障を及ぼしますので、路上駐車はしないでください。
なお、運転者の不在時等には、法により車両を移動する場合があります。
その際、車両損傷の可能性も伴います。






### 通れない!!

道路へ木が倒れると通行できなくなるため、所有者の方は、降雪前に危険な樹木は伐採するようご協力をお願いします。

### 雪降ろしは一斉に…。



家の屋根の雪下ろしおよび排雪は、排雪を円滑に進めるために町内会や区で申し合わせて、同じ日時に行うようにしてください。
また、屋根雪が道路の通行者(車)に危害を及ぼす危険があると判断される場合は処理してください。
屋根雪おろし中の事故に注意してください。




### 歩道除雪・ひとかき運動の理解とご協力を



県では市町と連携して、小学校周辺の通学路等にかかる歩道除雪を実施していますが、地域ぐるみの除雪協力もお願いします。
また、**みどりのスコップひとかき運動**にも取り組みます。緑色のスコップを見かけたら除雪協力をお願いします。

**お願い** 除雪車で道路の雪が押し出されたり、除雪によりやむを得ず、玄関先や倉庫前をふさぐ場合がありますが、ご協力をお願いします。

### ノーマルタイヤ厳禁! 冬用タイヤも過信禁物!!

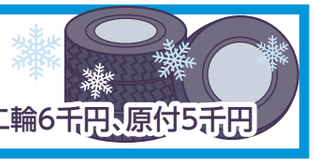

◎雪道で滑り止めの措置をしなければ罰則の対象になります ◎罰金:5万円以下、反則金:大型7千円、普通6千円、二輪6千円、原付5千円

### 大雪時の留意点

- ○大雪時はテレワークの活用などを含め不要不急の外出を避ける
- ○公共交通機関を使う
- ○出かける前に「みち情報ネットふくい」で降積雪の状況を確認
- ○出かける前に自分が駐車する駐車場が確保されていることを確認
- ○雪みち用タイヤ等を適正に装着（罰則があります）
- ○スタックに備えてチェーン・スコップ・牽引ロープ等の装備携行
- ○日頃から運転する自動車の牽引フックの場所を確認
- ○除雪に伴う交通規制に協力
  （国道や高速道路の同時通行止を実施する可能性があります）

### 雪かき時の注意点

**雪かき作業前**

- ○防寒着などを着用するなどして、できるだけ温度の変化が少なくなるような工夫をしましょう
- ○体操をするなどして身体を慣らしてから行うようにしましょう
- ○作業中は多量の汗をかくことがあるので、事前に水分補給しましょう

**雪かき作業中**

- ○血圧が高い方や心臓が悪い方などは、無理な作業はしないようにしましょう
- ○足腰に負担にならないように注意して作業をしましょう
- ○身体に過大な負担がかからないよう休憩をとりながら作業をしましょう

**雪かき作業後**

- ○作業が終わったら、お茶などを飲んで水分補給しましょう
- ○作業が終わったら、直ぐに汗を拭き取り、乾いた衣類に着替えましょう

### ◎雪情報の問合せ先

■「みち情報ネットふくい」(除雪状況や道路情報を表示⇒11/6～3/31)
<アドレスおよびQRコード>
**https://www.hozen.pref.fukui.lg.jp/hozen/yuki/**

■ 道路規制情報のAI音声対話サービス
(通年運用)
専用ダイアル:**050-1807-6431**

福井県嶺南振興局敦賀土木事務所　敦賀警察署　敦賀美方消防組合　敦賀市・美浜町・若狭町